

## 宇津沢体験農園の指定管理者の募集要項

### 1 趣 旨

令和5年度からの宇津沢体験農園の指定管理者を募集するにあたり、飯豊町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第2条の規定に基づき、必要な事項を定める。

### 2 施設の概要

施設の名称、場所、設置目的、施設概要は、次のとおりです。

番号	施 設 の 概 要
1	(1) 名 称 宇津沢体験農園 (2) 場 所 飯豊町大字宇津沢351番地 (3) 設置目的 農業体験の場を広く提供し、人と農業とのかかわりや農村環境について理解を深めるとともに、都市と農村の交流促進等、農村の活性化を図ること (4) 施設概要 延床面積 575㎡ 敷地面積 7,275㎡ 構 造 鉄筋コンクリート造 地上2階建 施設内容 体験農園94区画6700㎡・管理棟1棟 管理室・談話室・農村食文化体験実習室・展望休憩室・機械格納庫・備品等

### 3 業務内容

指定管理者の業務の範囲は、次のとおりです。

- ① 「2 施設の概要」に記載する公の施設の設置の目的達成のために必要な事業の実施に関する業務
- ② 「2 施設の概要」に記載する公の施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ③ その他「2 施設の概要」に記載する公の施設の管理運営上、町長が必要と認める業務

※ 詳しくは、別添「宇津沢体験農園指定管理者仕様書」をご覧ください。

### 4 管理期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間を予定しています。

### 5 管理に要する経費

指定管理者に対し、次の上限額以内で指定期間中における管理運営に要する経費として委託料を支払います。なお、各年度の委託料の額は、飯豊町議会での議決により確定するものであり、また、事業実施内容により増減があるため、毎年度「年度協定」を締結し定めるものとする。また、管理運営に要する経費は、指定管理者からの請求に基づき会計年度（4月

1日から翌年3月31日まで) ごとに支払うものの、支払い時期や方法についても協定で定めるものとする。

上限額 12,525千円(5年間分)

## 6 指定管理者の申請資格

指定管理者の指定の申請ができる団体は、飯豊町内に主たる事務所を有する法人その他の団体であって、次に記載するもの全てに該当しない者とします。なお、団体については、株式会社、有限会社、任意団体等組織の形態は問いませんが、個人の資格ではできません。

- ① 法律行為を行う能力を有しない者
- ② 破産者で復権を得ない者
- ③ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されている者
- ④ 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- ⑤ 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、自治法第92条の2、同法第142条(同条を準用する場合を含む。)又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
- ⑥ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団と認められる者、又は同条第6号に規定する暴力団構成員若しくはこれらと同等に認められる者がその事業活動を支配する団体
- ⑧ その他申請資格に関して必要な事項は、町長が別に定める。

## 7 事業計画書等の提出

事業計画書等は、所要事項を記入の上、必要書類等を添えて提出期限まで持参ください。

### (1) 提出書類

指定管理者の候補者としての資格を有していることを証する書類	法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
	非法人にあつては、団体の代表者の身分証明書
	定款、寄付行為、規約その他これらに相当する書類
	別記様式第2号による申込資格に関する申立書
	国税及び地方税の納税証明書(令和5年1月1日以降に交付されたもの)または納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書(別記様式第2号)
管理を行う公の施設の事業計画書	
管理に係る収支計画書	
当該団体の経営状況を説明する書類	前事業年度の収支(損益)計算書又はこれらに相当する書類(既に財産的取引活動をしている団体のみ)
	前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類(作成しているもののみ)

	現事業年度の収支予算書及び事業計画書（既に財産的取引活動をしている団体及び新たに指定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を開始する団体のみ）
	団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書
	団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
その他町長が必要と認める書類	印鑑証明書
	法人等の概要を記載した書類

(2) 提出部数

正本1部 副本3部

(3) 提出期限

令和5年1月27日（金）

(4) 提出先

「12 問合せ先（書類提出先等）」に記載する場所

(5) 書類提出に係る留意事項

- ① 書類提出に係る経費は、全て申請者の負担とします。
- ② 提出された書類は返却しません。
- ③ 必要に応じて追加資料の提出を依頼することがあります。
- ④ 提出期限後に、提出書類の記載内容の変更（軽微なものは除く。）及び再提出はできません。

## 8 指定管理者の候補者の選定

(1) 選定の方法

指定管理者選定委員会において、提出書類等により選定いたします。なお、指定管理者選定委員会において、提出書類等についての説明をしていただく場合があります。

(2) 審査結果等の通知

審査の結果は、文書で通知します。

## 9 指定管理者の指定及び協定の締結等

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の候補者として選定された団体については、飯豊町議会において議決が得られれば、指定管理者として指定されることとなります。なお、議会の議決が得られなかった場合において、団体が管理運営のために準備した費用は、町は一切補償しません。

(2) 協定の締結

飯豊町と指定管理者は、協議の上、飯豊町自然環境活用施設等の管理運営に関する協定を締結します。協定は、指定期間全体に関する包括協定と、単年度ごとの詳細を定める年度協定の二段階に分けて締結することとします。

## 10 留意事項

- ① 選定された団体が、正当な理由がなく協定の締結に応じない場合は、指定管理者の

指定の議決後であっても、指定しないことがあります。

- ② 指定管理業務の実施にあたっては、環境負荷の低減に配慮した業務に努めるものとします。

## 1.1 スケジュール

指定管理者の協議から指定管理者としての業務開始までのスケジュールは次のとおりです。なお、時期については、現時点での予定であり、前後する場合があります。

時 期	内 容
令和 5年 1月27日 (金)	書類提出期限
令和 5年 2月中旬	審査
令和 5年 2月下旬	審査結果の通知 (候補者の決定)
令和 5年 3月上旬	指定管理者の議決 (指定の通知)
令和 5年 3月中旬	包括協定及び年度協定締結の事前協議
令和 5年 4月 1日 (土)	包括協定及び年度協定の締結
	指定管理業務の開始

## 1.2 問合せ先 (書類提出先等)

飯豊町役場 商工観光課 観光交流室 (担当: 勝見、樋口)

住 所: 〒999-0696 山形県西置賜郡飯豊町大字椿2888番地

電 話: 0238-87-0523 (直通)

FAX: 0238-72-3827

E-mail: i-kankou@town.iide.yamagata.jp